平成２８年（フ）第８号
山口県長門市油谷伊上2325番地４
債務者　宮野　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第２４号
福岡県柳川市三橋町柳河411番地１　サンライズＢ202号
債務者　三箇尻倫治
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
佐賀県武雄市若木町大字川古10743番地４
債務者　石井万代子（旧姓出）
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４８号
佐賀県武雄市北方町大字志久2461番地
債務者　山口さつき
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４９号
佐賀県伊万里市山代町峰5632番地１
債務者　中川　謙一
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５０号
佐賀県伊万里市山代町峰5632番地１
債務者　中川眞由美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２０号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2750番地
債務者　鷺山　章子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
三重県桑名市長島町葭ケ須714番地23、前住所三重県三重郡川越町大字南福崎874番地１　レオパレスさくらい213号
債務者　酒井裕一郎
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
三重県四日市市まきの木台３丁目119番地
債務者　杉浦　恵次
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
三重県四日市市まきの木台３丁目119番地
債務者　杉浦　恵子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
三重県桑名市大字安永332番地18
債務者　伊藤　　治
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
三重県桑名市大字西別所1700番地４
債務者　若井　優美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１１４７号
大阪府三島郡島本町江川１丁目13番11―301号
債務者　井上　千里
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
京都市右京区花園扇野町18番地３　サンライズマンション301
債務者　上野　末已
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
京都市中京区柳馬場通六角下る井筒屋町419番地　ステューディオ419　403号
債務者　吉田　成実
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地21棟501号
債務者　斉藤　君夫
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
京都市伏見区下鳥羽広長町204番地　サンシュロス205、前住所京都市伏見区竹田段川原町180番地
債務者　難波　英人
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係